

事前説明における指摘事項への対応

○制度全体

No.	指 摘 事 項	対 応
1	特定技能評価試験実施要領の2（7）受験資格者に①満17歳以上の者とする、とあるが、育成就労試験では満18歳以上である。育成就労に合わせて18歳以上にすべきではないか。	特定技能外国人に関する基準（上陸基準省令）において18歳以上であることとされているため、18歳になった時点でできるだけ早く上陸し、就労開始するために18歳に達する前に試験を受験したいとのニーズがあることから、試験方針において「基本的に満17歳以上の者を対象とすること」としています。これを受けて、特定技能評価試験実施要領において満17歳以上の者としているものです。

○工業製品製造業分野

No.	指 摘 事 項	対 応
1	実際に試験を運用していくと試験回数を重ねるごとに合格率が高まっていくことが懸念される。適切に問題のバージョンアップを図りつつも実務に即した適切な評価が出来るように、試験結果の分析や問題の切り口パターンを増やす等、適切な見直しを行っていただきたい。	試験実施機関に対し、今後の試験結果等を踏まえ、試験内容の見直しを行うとともに、複数パターンの試験問題の作成に取り組む等、定期的な点検・見直しを行うことを求めている。適切に見直しを行ってまいりたい。
2	各分野で労働安全衛生コンサルタント等の労働安全衛生の専門家を選任いただいたが、それによって試験問題のレベルアップは図られたのか説明いただきたい。また、選任された労働安全衛生の専門家の資格・経歴についても詳細に伺いたい。	当初より、各試験実施機関において、安全管理者や安全衛生推進者の経験がある者を試験委員や試験評価委員として選定するよう努めております。
3	日本語表現が曖昧であったり、外国人には難しすぎる表現を使っていないかどうか、全分野網羅的に確認を行っていただきたい。（受検生の外国人が日本語の問題を十分に理解できずに、結果、点数が取れず、不合格になってしまうということは避けなければならない、という主旨。）	これまでも試行試験での御意見なども踏まえて、わかりやすく明確な表現となるよう、確認・修正を行ってきているところですが、引き続き確認・修正を行ってまいります。
4	業務区分に主たる技能が多く紐づいている分野については、主たる技能を跨ぐ転籍が起きうることを踏まえ、育成就労評価試験の問題に業務区分の中で共通した問題についても一定の割合含めるべきである。	御指摘については、「特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針」も踏まえて、今後制度所管省庁と検討してまいります。
5	採点基準について、曖昧なものが多く散見される。再確認の上、修正の必要があれば修正もしくはマニュアルを作成すること。	ビーズ法発泡スチロール成形については、試験実施機関においてテキストを作成しており、このテキストにおいて示した例とに照らして採点することとしています。また、マットレス製造、定形耐火物製造及び製網については、採点者によって差が生じないように、採点基準の明確化を行います。 その他の技能に係る採点基準についても、御指摘の趣旨を踏まえ、採点基準の明確化の必要性について網羅的に点検し、必要があれば修正します。
6	【機械金属加工業務区分・電気電子機器組立て業務区分（プラスチック成形材料製造）の育成就労評価試験】、昨今の中東情勢により、試験に使う資材の確保等、試験が実施出来る状態なのかをお伺いしたい。	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験で使用するペレットは、バージン材・リサイクル材の双方の成形材料を対象としておりますが、いずれも使用は極めて微量であるため、試験実施に必要な量の確保に支障は生じないと考えております。 また、試験で使用する治具・工具・測定器具についても、入手が容易な一般的なものを使用するため、調達面での問題はございません。試験で使用する押出

		機についても、プラスチック成形材料製造企業内の既存設備を利用する方針であるため、調達面での問題はございません。
7	【機械金属加工業務区分（アルミニウム圧延・押出製品）の育成就労評価試験】 ○×問題が中心で、簡単すぎるのではないか。もう少し三択・四択問題等レベルを上げるべきではないか。	育成就労評価試験と同レベルの試験内容としているアルミニウム圧延・押出製品製造に係る技能実習評価試験は、試験実施からの期間が短いことから、まず現在実施している技能実習評価試験の試験結果等も踏まえて試験レベルが適切かを確認し、必要に応じて、多肢選択式の導入等の難易度の引き上げも含めて今後検討してまいります。
8	【繊維製品製造（染色（捺染））の育成就労評価試験】 「○△×」で採点することに異議はないが、○と△、△と×の違いの基準を明確化し、「○寄りの△」といったあいまいな判定がされることなく、採点者で違いが生じないようにすべきである。	監督者の採点は、○△×で整理しており、○・△・×の内容は、厚生労働省が作成しているマニュアル等を引用しつつ判断基準を整理しています。 今回の試行試験結果及び委員の御指摘を踏まえ、○・△・×の判断基準を明確化するようにいたします。
9	【家具製造業務区分（家具シート縫製）の育成就労評価試験】 家具試験委員会規程の第4条において、「試験委員の任期は3年とする」と規定されているが、（一社）日本家具産業振興会の役員の任期が2年であるなら、試験委員の任期も2年にした方が良いのではないか。	試験委員と日本家具産業振興会の役員を兼ねている方は一人もおらず、御指摘の任期の違いは影響がないことから、試験委員の任期を変更することは考えておりません。

○自動車整備分野

No.	指 摘 事 項	対 応
1	実際に試験を運用していくと試験回数を重ねるごとに合格率が高まっていくことが懸念される。適切に問題のバージョンアップを図りつつも実務に即した適切な評価が出来るように、試験結果の分析や問題の切り口パターンを増やす等、適切な見直しを行っていただきたい。	年1回以上各委員会を開催することとしており、適切に見直しを行ってまいります。
2	各分野で労働安全衛生コンサルタント等の労働安全衛生の専門家を選任いただいたが、それによって試験問題のレベルアップは図られたのか説明いただきたい。また、選任された労働安全衛生の専門家の資格・経歴についても詳細に伺いたい。	【自動車整備業務区分】 出題内容について、改めて労働安全衛生の観点からのチェックが行われるため、適切な出題がなされるものとなりレベルアップが図られることになると思慮いたします。 自動車メーカーにおいて、自動車販売店の整備士の教育を担当する方3名に委員となっていていただき、各々自動車整備作業における安全作業についても担当されています。 また、3名が所属する各社とも電動車両を製作しており、これらの車両の整備の際の注意点（電気自動車等の整備業務における特別教育）についても担当しています。 【車体整備業務区分】 出題内容について、改めて労働安全衛生の観点からのチェックが行われるため、適切な出題がなされるものとなりレベルアップが図られると思慮いたします。 溶接機メーカーの業界団体、整備機器メーカー及び塗料メーカーにおいて、車体整備作業時における安全作業について担当されている方に委員になっていただいております。 それぞれ、溶接作業、整備機器を用いた作業、塗料の取扱い時における安全衛生教育を担当する部署の方であり、各作業時における労働安全衛生の観点から意見をいただくこととしております
3	採点基準について、曖昧なものが多く散見される。再確認の上、修正の必要があれば修正もしくはマニュアルを作成すること	【自動車整備業務区分】 今後1ヶ月を目処に確認いたします 【車体整備業務区分】 ご指摘ありがとうございます。ご指摘を踏まえ修正させていただきました。
4	日本語表現が曖昧であったり、外国人には難しすぎる表現を使っていないかどうか	【自動車整備業務区分】

	か、全分野網羅的に確認を行っていただきたい。(受験生の外国人が日本語の問題を十分に理解できずに、結果、点数が取れず、不合格になってしまうということとは避けなければならない、という主旨。)	今後1ヶ月を目処に確認いたします。 【車体整備業務区分】 確認いたします。
5	【自動車整備業務区分】 (資料1 個別分野指摘事項1、2関係) 今年度の問題作成において検討する、とあるが、検討されるのはいつ頃で検討した結果は報告する予定があるのか。	労働安全衛生にかかる具体的な問題案を検討することとしており、夏頃に検討予定です。 結果について報告させていただきます。
6	【車体整備業務区分の特定技能評価試験の試行試験結果】 特定技能評価試験の試行試験結果における「3 試験結果を踏まえた対応」の「(2) 試験の内容について」の指摘事項「二号の学科試験において問題の意味が理解できずに解答ができない受験生がいた」に対して「問題の理解力を高めるため、イラストや写真の添付が必要な問題を作成する。」との対応であるが、しっかりと対応していただきたい。	対応いたします。(現在対応中)

○航空分野（航空機整備業務区分）

No.	指 摘 事 項	対 応
1	実際に試験を運用していくと試験回数を重ねるごとに合格率が高まっていくことが懸念される。適切に問題のバージョンアップを図りつつも実務に即した適切な評価が出来るように、試験結果の分析や問題の切り口パターンを増やす等、適切な見直しを行っていただきたい。	航空分野航空機整備区分につきましては、既に特定技能評価試験を実施していることから、試行試験は行っておりませんが、ご指摘のとおり、今後も継続的に適切な見直しに努めてまいります。
2	各分野で労働安全衛生コンサルタント等の労働安全衛生の専門家を選任いただいたが、それによって試験問題のレベルアップは図られたのか説明いただきたい。また、選任された労働安全衛生の専門家の資格・経歴についても詳細に伺いたい。	労働安全衛生に関する試験問題の内容および難易度の適切性については、労働安全衛生の専門家に確認いただき、指摘のあった曖昧な問題については廃止しております。 専門家の関与により、受験者の技能をより正確に測定できる内容となり、全体として試験問題の質が向上し、レベルアップが図られたものと考えております。なお、選任した労働安全衛生の専門家は、2022 年 3 月に労働衛生コンサルタント資格を取得し、2024 年 3 月からは航空関連企業において従事しております。
3	試験評価委員に労働安全コンサルタントではなく、労働衛生コンサルタントを入れた理由は何か？	航空分野においては、労働安全コンサルタント資格保有者が見つからなかったことから、同資格保有者を試験評価委員として選任することは困難でした。一方で、労働安全衛生に関する試験問題は基本的な知識（ヘルメットを被る、マスクを着用する、耳栓をする、など）を問う内容であることから、労働衛生コンサルタント資格保有者にお願いすることにしました。
4	採点基準について、曖昧なものが多く散見される。再確認の上、修正の必要があれば修正もしくはマニュアルを作成すること（別紙参照）。	これまで試験を実施するなかで採点のばらつきはありませんでしたが、ご指摘のあった評価基準範囲の表記については見直しを行いました。その他の項目については、具体的な評価基準が設定されております。
5	日本語表現が曖昧であったり、外国人には難しすぎる表現を使っていないかどうか、全分野網羅的に確認を行っていただきたい。（受験生の外国人が日本語の問題を十分に理解できずに、結果、点数が取れず、不合格になってしまうということは避けなければならない、という主旨。）	試験問題に主語の欠如や内容の曖昧さ、指示語の多用など、外国人にとって理解が困難となり得る日本語表現が用いられていないことを確認しました。

○宿泊分野

No.	指 摘 事 項	対 応
1	実際に試験を運用していくと試験回数を重ねるごとに合格率が高まっていくことが懸念される。適切に問題のバージョンアップを図りつつも実務に即した適切な評価が出来るように、試験結果の分析や問題の切り口パターンを増やす等、適切な見直しを行っていただきたい。	引き続き、適切な見直しを行ってまいります。
2	各分野で労働安全衛生コンサルタント等の労働安全衛生の専門家を選任いただいたが、それによって試験問題のレベルアップは図られたのか説明いただきたい。また、選任された労働安全衛生の専門家の資格・経歴についても詳細に伺いたい。	レベルアップは図られていると考えております。 また、選任された労働安全衛生の専門家は、宿泊分野で多数の支援実績があり、安全衛生の管理体制の構築や労働管理改善支援を専門に取り組んできたと聞いております。お持ちの資格は社会保険労務士、第1種衛生管理者です。一貫して社会保険労務士法人にお勤めされており、現在は当該法人の代表をされている方です。
3	採点基準について、曖昧なものが多く散見される。再確認の上、修正の必要があれば修正もしくはマニュアルを作成すること	再確認し、提示した採点基準は明確であると考えております。
4	日本語表現が曖昧であったり、外国人には難しすぎる表現を使っていないかどうか、全分野網羅的に確認を行っていただきたい。（受験生の外国人が日本語の問題を十分に理解できずに、結果、点数が取れず、不合格になってしまうということは避けなければならない、という主旨。）	改めて表現を確認いたしましたが、表現が曖昧であったり、外国人には難しすぎる表現を使っているとは考えておりません。

○鉄道分野（軌道整備業務区分・電気設備整備業務区分・車両整備業務区分・車両製造業務区分・運輸係員業務区分）

No.	指 摘 事 項	対 応
1	実際に試験を運用していくと試験回数を重ねるごとに合格率が高まっていくことが懸念される。適切に問題のバージョンアップを図りつつも実務に即した適切な評価が出来るように、試験結果の分析や問題の切り口パターンを増やす等、適切な見直しを行っていただきたい。	試験実施機関とともに今後の試験結果等を踏まえ、試験の難易度、問題数、試験時間の見直しを行うとともに、複数パターンの試験問題の作成に取り組む等、定期的な試験問題などの点検・見直しを行っていく。
2	各分野で労働安全衛生コンサルタント等の労働安全衛生の専門家を選任いただいたが、それによって試験問題のレベルアップは図られたのか説明いただきたい。また、選任された労働安全衛生の専門家の資格・経歴についても詳細に伺いたい。	試験問題は適切なレベルとなっていると考えています。引き続き、労働安全衛生の専門家からご知見をいただきながら、適切な試験問題となるよう努めてまいります。
3	採点基準について、曖昧なものが多く散見される。再確認の上、修正の必要があれば修正もしくはマニュアルを作成すること 車両製造業務区分：検査作業の測定結果の誤差の許容差はどの程度か明確にする。誤差を認めないのならば、その旨を記載する。	再確認いたしました。 (車両整備業務区分) 試験監督者マニュアルを整備して複数の試験監督者の採点基準の差異がないように工夫しております。 (車両製造業務区分) 供試体の形状や大きさにより、基準値＋許容範囲が異なるため、一律に許容範囲を固定することはできません。このため、試験に用いる供試体の基準寸法をあらかじめ測定し、その基準寸法に対し、誤差の許容範囲を定めております。
4	日本語表現が曖昧であったり、外国人には難しすぎる表現を使っていないかどうか、全分野網羅的に確認を行っていただきたい。（受験生の外国人が日本語の問題を十分に理解できずに、結果、点数が取れず、不合格になってしまうということは避けなければならない、という主旨。）	ご指摘を踏まえ網羅的に確認いたしました
5	(資料 1 個別分野指摘事項 2 関係) 試験問題数が限られている中、軌道整備業務を行う上で最低限身につけていなければならないような知識を問うのは何故なのか。（「外国人にとって常識ではない」というのは関係ない話で、日本で働く以上、常識的な内容は出題以前の話。）	軌道整備区分では、技能実習評価制度の試験を実施しており、今回の育成就労評価試験（初級）については、技能実習評価試験の初級レベルを踏まえて提出しています。初級試験においては、初歩的な知識を問う問題として設定しています。試験問題については、適宜正答率を見ながら修正や見直しを図ってまいります。

6	【車両整備業務区分の育成就労評価試験】 育成就労試験の No12 の問題（学科試験）は簡単過ぎないか。	育成就労学科試験 No12 では、鉄道車両整備では多用される単語の理解や材料に対する取扱いに関する知識を問う問題として適切と考えています。
7	【車両整備業務区分の特定技能評価試験】 特定技能 1 号評価試験実施規程第 22 条に合格証明書手数料が規定されているが、（再交付でない）試験に合格した最初の交付時でも手数料を取る必要があるのか。	合格証書発行等に関する人件費や材料費などの必要経費として手数料を設定しております。なお、受験料は受験者個人の負担を軽減するために比較的安価に設定しておりますが、合格証書は雇用される企業からお支払いいただくことを想定しております
8	【車両製造業務区分の特定技能評価試験】 特定技能評価試験第 1 号（学科試験）の一部の問題は育成就労試験（初級）にもあるがそれで良いのか。	特定技能 1 号評価試験と育成就労評価試験では出題意図が異なります。
9	【車両製造業務区分の育成就労評価試験】 育成就労評価試験（初級）の実技試験（判断等試験）の問題 1－①～1－⑤について、類似問題だけで 5 題も必要なのか。	作業は図面等の指示に基づき行うことから、図面を正しく理解する能力が必要不可欠であるため、図面を読み解く力を測定する問題としており、複数問題で確認しています。なお、その他製作等作業試験において、車両製造業務区分で求められる能力を網羅的に測っており、図面の確認問題に偏っているということはありません。
10	【車両製造業務区分の育成就労評価試験】 育成就労評価試験（初級）の実技試験（判断等試験）の問題 2 について、簡単過ぎないか（点数を取らずような問題になっていないか）。	作業終了後の重要作業として問題を出題しております